

インタフェース仕様書都道府県編修正履歴

(内容現在 令和 6 年 10 月 3 日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	64-1	ページ番号 64-1 ※2: カナ名の設定ができない場合は、 <u>半角文字のダミーデータ等</u> を設定する。	1	64-1	ページ番号 64-1 ※2: カナ名の設定ができない場合は、 <u>25 バイト以内の「*」(半角アスタリスク)</u> を設定する。	1
2	146	ページ番号 146 <入力識別番号一覧> 項番5 K421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) ※サービス提供年月が令和●年●月以降使用	1	146	ページ番号 146 <入力識別番号一覧> 項番5 K421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) ※サービス提供年月が令和7年4月以降使用	1
3	149	ページ番号 149 ※7: 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。	1	149	ページ番号 149 ※7: サービス提供年月が令和 7 年 3 月以前は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。 <u>サービス提供年月が令和 7 年 4 月以降は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童であり、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がある場合は、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定し、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がない場合は、「0」を設定する。</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
4	276	ページ番号 276 ※6:当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。	1	276	ページ番号 276 ※6:<u>サービス提供年月が令和 7 年 3 月以前は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。</u><u>サービス提供年月が令和 7 年 4 月以降は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童であり、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がある場合は、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定し、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がない場合は、「0」を設定する。</u>	1